

イノシシ・シカなどの 有害鳥獣の対策について

問合せ先／産業振興課 (979-8113)



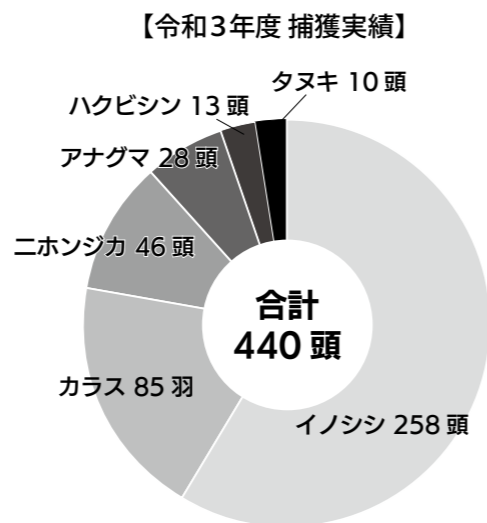
町では近年増加している鳥獣の被害を防止するため、町内全域で有害鳥獣の捕獲を函南町猟友会に委託し実施しています。鳥獣被害を防止するためには、捕獲だけではなく、鳥獣を農地や人の生活圏に近づけない皆さんの工夫が必要です。ご協力をお願いします。



有害鳥獣の農作物被害と捕獲実績

令和3年度の有害鳥獣の農作物被害額と捕獲実績は次のとおりです。

獣種	金額
イノシシ	78万7千円
カラスなど鳥類	30万3千円
アナグマ	29万1千円
ハクビシン	17万4千円
ニホンジカ	11万4千円
タヌキ	3万3千円
合計	170万2千円



有害鳥獣防除柵などの設置費用を補助

○助成の対象者

農業者（町の農家基本台帳に登録されている人）

○助成対象となる設備

経費の総額が1万円以上（消費税込み）で、繰り返し使用に耐えられ、相当程度の耐久性を有する防除柵、電気柵、ネット、忌避装置

○助成金額

経費の2分の1以内（限度額：10万円）

○申込み

産業振興課窓口でお申し込みください。予算額に達し次第終了となります（郵送、メールでの申請は不可）。提出書類など詳細はお問い合わせください。



皆さんへのお願い

有害鳥獣による被害を防止するためのポイントをまとめました。

- 鳥獣は本来、臆病な生き物ですが、興奮すると人を襲う可能性があります。見かけた時には、脅かすなどむやみに刺激を与えないようにしましょう。
- 捕獲にはわなや銃などの猟具を使用します。山林などに立ち入る時には十分注意しましょう。
- 農地の周辺の草刈りや、生ごみ・野菜くずの片付けなどを適切に行いましょう。鳥獣が人里に近づく要因が減り、被害の減少へとつながります。
- 農地へ防除柵などを設置しましょう。町では、設置に掛かる費用を補助しています。

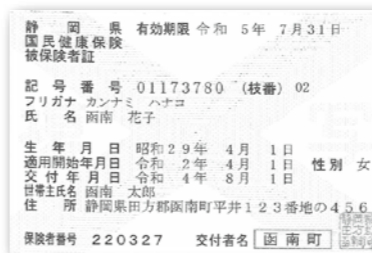
8月1日から「保険証」が新しくなります

問合せ先／住民課 (979-8111)

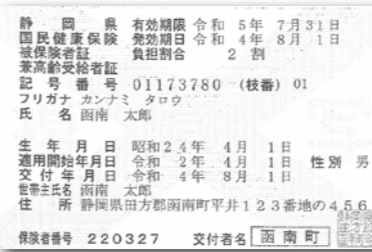
国民健康保険被保険者の皆さん

「うぐいす色」に変わります

(70歳未満)



(70歳以上)



新しい保険証が届いたら、住所・氏名などをご確認ください。

70歳以上の人には、高齢受給者証と保険証が1つになった「被保険者証兼高齢受給者証」が交付されます。医療費の「負担割合（2割または3割）」は、令和3年中の所得によって決まるので、前回と割合が異なる場合があります。

限度額適用・標準負担額減額認定証など（減額認定証など）も現在お持ちのものは8月から使用できなくなります。減額認定証などの交付を希望する人は、住民課で申請を行ってください。

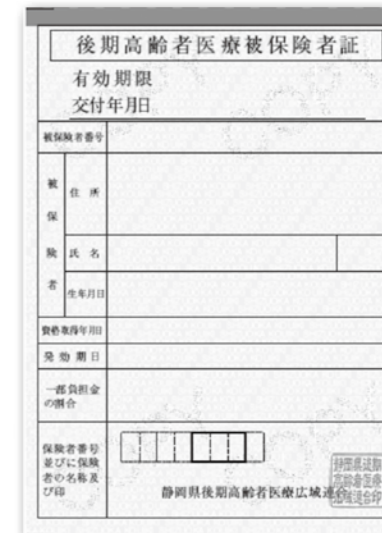
町ではジェネリック医薬品（後発医薬品）の利用を促進しています。「ジェネリック希望」シールを添付しますので、保険証に貼りご利用ください。

【被保険者の皆さんへのお願い】

- 有効期限が過ぎた保険証・減額認定証は使用できません。自分で処分する場合は、はさみで細かく切るなどして処分してください（個人情報漏れに注意してください）。また、住民課に返却することもできます。
- 8月になっても新しい保険証が届かない場合は、住民課国保年金係までお問い合わせください。

後期高齢者医療被保険者の皆さん

「薄紅色」に変わります



新しい保険証が届いたら、住所・氏名や医療費の「一部負担金の割合（1割または3割）」などをご確認ください。この「一部負担金の割合」は、令和3年中の所得によって決まるので、前回と割合が異なる場合があります。

限度額適用・標準負担額減額認定証など（減額認定証など）も現在お持ちのものは8月から使用できなくなります。既に減額認定証などをお持ちの人については、自動更新となり、被保険者証へ同封し、送付するため、再度申請の必要はありません。

なお、有効期限は9月30日までとなります。10月1日以降に使用できる保険証は、9月中に静岡県後期高齢者医療広域連合から郵送されます。

※県外の広域連合が発行する保険証をお持ちの人は「保険者番号並びに保険者の名称及び印」の欄に表示のある広域連合にお問い合わせください。